

## 第72号議案

芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、実費弁償を行う対象者に議会の会議に出頭した参考  
人等を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改める。

第2条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号中「第109条第6項，第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に、「第109条第5項，第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

第4条の見出しを「（補則）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、この条例の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から前項ただし書に規定する施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正前の芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例

第2条第3号の規定の適用については、同号中「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」とあるのは「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項」と、「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」とあるのは「第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項」とする。

## 参 照 1

### 芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、実費弁償を行う対象者に議会の会議に出頭した参考人等を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 実費弁償を行う対象者に、議会の会議に出頭した参考人及び議会の会議における公聴会に利害関係者又は学識経験者等として参加した者を加える。

(第2条関係)

- (2) 条例で引用する地方自治法の条項を次のとおり改める。(第2条関係)

	改正案	現 行	規定内容
ア	第100条第1項後段	第100条第1項	議会の調査権
イ	第109条第5項において準用する場合を含む。	第109条第5項	常任委員会の公聴会参加者
		第109条第6項	常任委員会の参考人
		第109条の2第5項	議会運営委員会の参考人、公聴会参加者
		第110条第5項	特別委員会の参考人、公聴会参加者

- (3) その他規定の整理

#### 3 施行期日等

- (1) 公布の日。ただし、2(1)及び(2)イについては、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日
- (2) 公布の日から2(1)及び(2)イの施行の日の前日までの間において、議会の会議に出頭した参考人及び議会の会議における公聴会に利害関係者又は学識経験者等として参加した者に実費弁償を行うための経過措置を設ける。

参 照 2

地方自治法抜粋

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

(第2項から第4項まで省略)

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

(第6項から第9項まで省略)

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

※ 第109条については、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行（平成24年9月5日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）による改正後の規定